



2024年8月9日

各 位

会 社 名 日本ハウズイング株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 C E O 小佐野 台
(コード番号 4781 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 C F O 奥 田 実
(TEL 03-5379-4141)

株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年7月8日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2024年7月8日付プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に、株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に係る議案について付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2024年9月1日までの間、整理銘柄に指定された後、2024年9月2日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。本株式併合の内容の詳細は2024年7月8日付プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、4,836,400株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
64,312,521株(注1)

(注1) 減少する発行済株式総数は、当社が2024年6月27日に提出した「第60期有価証券報告書」に記載された2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数(64,320,000株)から、当社が2024年7月8日開催の取締役会において決議した、2024年9月3日付で消却する予定の2024年6月27日現在当社が所有する自己株式数(7,466株)を除いた株式数を前提としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数
64,312,534株(注2)

(注2) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2024年6月27日に提出した「第60期有価証券報告書」に記載された2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数(64,320,000株)から、当社が2024年7月8日開催の取締役会において決議した、2024年9月3日付で消却する予定の2024年6月27日現在当社が所有する自己株式数(7,466株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
13株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
52株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる
金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、マルシアンホールディングス合同会社(以下「公開買付者」といいます。)及び株式会社カテリーナ・ファイナンス(以下「カテリーナ・ファイナンス」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、当社株式が2024年9月2日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及びカテリーナ・ファイナンスのみとし、当社株式を非公開化するために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること、及び当社において自己株式を増加させる必要も存しないことなどを踏まえて、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付価格と同額である1,545円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
マルシアンホールディングス合同会社

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行からの借入れ(以下「本買収ローン」といいます。)により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、当社株式を非公開化するための取引の実行手続において、本買収ローンに係る融資証明書を確認しており、また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2024年9月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当社は、当該裁判所の許可を得て、2024年10月上旬又は中旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行ったうえで、2024年11月下旬を目途に当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は2024年7月8日付プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、2024年9月4日に効力が発生する予定です。

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は52株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は13株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）及び第8条（単元未満株主の権利）の全文を削除し、第10条（株式取扱規則）を変更し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者及びカテリーナ・ファイナンスのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（電子提供措置）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2024年8月9日（金）
整理銘柄指定日	2024年8月9日（金）
当社株式の売買最終日	2024年8月30日（金）（予定）
当社株式の上場廃止日	2024年9月2日（月）（予定）
本株式併合の効力発生日	2024年9月4日（水）（予定）

以 上